

当 事 者 目 録

	京都府向日市寺戸町中野 20 番地	
5	原 告 同 代 表 者 市 長 同 訴 訟 代 理 人 弁 護 士 同	向 日 市 安 田 守 水 野 武 夫 濱 和 哲
	京都市西京区大枝東長町 2 番地 3	
10	被 告 同 代 表 者 代 表 取 締 役 同 訴 訟 代 理 人 弁 護 士 同	洛 西 建 設 株 式 会 社 (以下「被告洛西建設」という。) 清 水 章 榎 本 比 呂 志 佐 藤 信 昭
15	京都市西京区大枝東長町 2 番地 3 4	
	被 告 同 代 表 者 代 表 取 締 役 同 訴 訟 代 理 人 弁 護 士	株 式 会 社 大 高 (以下「被告大高」という。) 辻 本 優 也 榎 本 比 呂 志
20	東京都葛飾区東金町一丁目 3 8 番 2 号 被告, 被告洛西建設補助参加人	エ バ タ 株 式 会 社 (以下「被告エバタ」という。)
	同 代 表 者 代 表 取 締 役 同 訴 訟 代 理 人 弁 護 士	西 田 裕 俊 花 崎 浜 子
25	東京都港区芝二丁目 5 番 1 0 号 被告, 被告洛西建設補助参加人	東 ソ ー ・ ニ ッ ケ ミ 株 式 会 社

(以下「被告東ソー・ニッケミ」という。)

同代表者代表取締役

糟谷幸則

同訴訟代理人弁護士

志々目昌史

京都市伏見区羽束師志水町50番地

5

被 告

株式会社上野建設

(以下「被告上野建設」という。)

同代表者代表取締役

上野伊佐男

同訴訟代理人弁護士

吉田眞佐子

同

杉山潔志

10

長野県千曲市大字打沢163番地の5

被 告

みすゞ産業株式会社

(以下「被告みすゞ産業」という。)

同代表者代表取締役

大日野亮

同訴訟代理人弁護士

岩下智和

15

以上

法令等の定め（要旨）

1 都市計画法

(1) 4条（定義）

5 ア 12項

この法律において「開発行為」とは、主として建築物の建築又は特定工
作物の建設の用に供する目的で行なう土地の区画形質の変更をいう。

イ 14項

10 この法律において「公共施設」とは、道路、公園その他政令で定める公
共の用に供する施設をいう。

(2) 29条（開発行為の許可）1項

都市計画区域又は準都市計画区域内において開発行為をしようとする者
は、あらかじめ、国土交通省令で定めるところにより、都道府県知事（地方
自治法252条の19第1項の指定都市、同法252条の22第1項の中核
15 市又は同法252条の26の3第1項の特例市（以下「指定都市等」という。）
の区域内にあっては、当該指定都市等の長。以下この節において同じ。）の
許可を受けなければならない。（以下略）

(3) 32条（公共施設の管理者の同意等）

ア 1項

20 開発許可を申請しようとする者は、あらかじめ、開発行為に関係がある
公共施設の管理者と協議し、その同意を得なければならない。

イ 2項

25 開発許可を申請しようとする者は、あらかじめ、開発行為又は開発行為
に関する工事により設置される公共施設を管理することとなる者その他政
令で定める者と協議しなければならない。

ウ 3項 前二項に規定する公共施設の管理者又は公共施設を管理すること

となる者は、公共施設の適切な管理を確保する観点から、前二項の協議を行うものとする。

(4) 33条（開発許可の基準）1項

5 都道府県知事は、開発許可の申請があつた場合において、当該申請に係る開発行為が、次に掲げる基準（4項及び5項の条例が定められているときは、当該条例で定める制限を含む。）に適合しており、かつ、その申請の手続がこの法律又はこの法律に基づく命令の規定に違反していないと認めるときは、開発許可をしなければならない。

2号（本文略）

- 10 イ 開発区域の規模、形状及び周辺の状況
ロ 開発区域内の土地の地形及び地盤の性質
ハ 予定建築物等の用途
ニ 予定建築物等の敷地の規模及び配置

15 3号 排水路その他の排水施設が、次に掲げる事項を勘案して、開発区域内の下水道法2条1号に規定する下水を有効に排出するとともに、その排出によって開発区域及びその周辺の地域に溢（いっ）水等による被害が生じないような構造及び能力で適当に配置されるように設計が定められていること。この場合において、当該排水施設に関する都市計画が定められているときは、設計がこれに適合していること。

- 20 イ 当該地域における降水量
ロ 前号イからニまでに掲げる事項及び放流先の状況

(5) 36条（工事完了の検査）

ア 1項

25 開発許可を受けた者は、当該開発区域（開発区域を工区に分けたときは、工区）の全部について当該開発行為に関する工事（当該開発行為に関する工事のうち公共施設に関する部分については、当該公共施設に関する工事）

を完了したときは、国土交通省令で定めるところにより、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

イ 2項

5 都道府県知事は、前項の規定による届出があつたときは、遅滞なく、当該工事が開発許可の内容に適合しているかどうかについて検査し、その検査の結果当該工事が当該開発許可の内容に適合していると認めたときは、国土交通省令で定める様式の検査済証を当該開発許可を受けた者に交付しなければならない。

ウ 3項

10 都道府県知事は、前項の規定により検査済証を交付したときは、遅滞なく、国土交通省令で定めるところにより、当該工事が完了した旨を公告しなければならない。（以下略）

(6) 39条（開発行為等により設置された公共施設の管理）

15 開発許可を受けた開発行為又は開発行為に関する工事により公共施設が設置されたときは、その公共施設は、36条3項の公告の日の翌日において、その公共施設の存する市町村の管理に属するものとする。ただし、他の法律に基づく管理者が別にあるとき、又は32条2項の協議により管理者について別段の定めをしたときは、それらの者の管理に属するものとする。

(7) 40条（公共施設の用に供する土地の帰属）2項

20 開発許可を受けた開発行為又は開発行為に関する工事により設置された公共施設の用に供する土地は、前項に規定するもの及び開発許可を受けた者が自ら管理するものを除き、36条3項の公告の日の翌日において、前条の規定により当該公共施設を管理すべき者（略）に帰属するものとする。

25 2 向日市開発行為等に関する指導要綱（平成10年9月1日施行。甲32）

(1) 3条（適用範囲）1項

この要綱は、本市内において開発面積300㎡以上又は計画戸数2戸以上の開発行為等を行う事業主に対して適用する。

(2) 4条（事前協議）1項

5 前条に規定する規模の開発行為等を行おうとする事業主は、法的な手続を行う前に、あらかじめ開発行為等に関する事前協議申出書（様式第1号）により市長と協議しなければならない。（以下略）

(3) 6条（公共施設等の整備）1項

10 事業主は、開発区域内に必要な道路、公園、緑地、広場、雨水排水施設、水道、下水道、消防水利施設、交通安全施設、街路灯、集会施設等（以下「公共施設等」という。）を、この要綱に基づき市長と協議の上、整備しなければならない。

(4) 7条（公共施設等の竣工検査）

ア 1項

15 事業主は、公共施設等が完成したときは、公共施設等工事完了届出書（様式第4号）に関係書類を添付の上、市長に提出するとともに、竣工検査を受けなければならない。

イ 3項

事業主は、前2項の検査の結果、不備な箇所があるときは自己の負担において整備しなければならない。

20 (5) 12条（雨水排水関係）

ア 1項

事業主は、開発区域の規模、地形、予定建築物の用途、降雨量等から想定される雨水を有効に排水するために、その排水等に必要な施設を施行細則により設置しなければならない。

25 イ 2項

前項の排水等に必要な施設は、雨水流出抑制施設及び放流先の河川、水

路、公共下水道雨水管渠等の施設を含むものとし、市長、放流先の施設管理者及び水利等の団体と協議の上、施工しなければならない。

3 向日市開発行為等に関する指導要綱施行細則（平成10年9月1日施行。甲
5 32）

（第4 雨水排水及び下水道施設に関する事項）

(1) 1条

雨水及びその他地表水については、排水施設及び雨水流出抑制施設を設けなければならない。（以下略）

10 (2) 2条（排水計画）2項

雨水流出抑制施設に係る算定については、向日市開発行為等に係る雨水流出抑制施設設置技術指針によるものとする。

(3) 3条（施設）4項

15 雨水流出抑制施設の設置については向日市開発行為等に係る雨水流出抑制施設設置技術指針に、また、汚水の施設設置については向日市開発行為等に
伴う下水道施設設計指針によるものとする。

4 向日市開発行為等に係る雨水流出抑制施設設置技術指針（平成10年9月1
日施行。甲5）

20 (1) （1.1 目的）

本指針は向日市の良好な都市環境の形成を目指した「向日市開発行為等に関する指導要綱」の適切な運用と効率的な推進を図るため、雨水の流出抑制に関する必要な技術的基準を定めることを目的とする。

(2) （1.2 適用の範囲）

25 本指針は、「向日市開発行為等に関する指導要綱」の適用となる開発行為等を対象に事業主によって設置される雨水流出抑制施設のうち、調査、計画、

設計、施工、事務手続及び維持管理について適用する。(以下略)

(3) (2. 2 対策量)

事業主は、開発地の区域及び規模に応じて、以下の単位面積当たりの対策量に開発面積を乗じた対策量を満足する雨水流出抑制施設を設けるものとする。(以下略)。

(4) (7. 1 事務手続の一般事項)

1) 事業主は本指針により雨水流出抑制施設計画を策定し、市長に「向日市開発行為等に係る雨水流出抑制施設設置技術指針の規定による事前計画協議書」(様式1)を2部提出することとする。

2) 市長は前項の事前計画協議について検討を行い、「向日市開発行為等に係る雨水流出抑制施設設置技術指針の規定による事前計画協議済書」(様式2)を発行する。(以下略)

3) 事業主は前項の協議済みの内容に基づき雨水流出抑制施設を設置し、工事完了後に「向日市開発行為等に係る雨水流出抑制施設設置技術指針の規定による設置完了通知書」(様式3)を市長に2部提出するものとする。

4) 市長は前項の完了届について、現地確認の後、「向日市開発行為等に係る雨水流出抑制施設設置技術指針の規定による設置完了通知受理書」(様式4)を発行するものとする。(以下略)

6) 事業主は、開発区域内に設置された雨水流出抑制施設の敷地が向日市の帰属となる場合は、その施設を原告に引き渡すものとし、必要な図書を添えて「向日市開発行為等に係る雨水流出抑制施設設置技術指針の規定による雨水流出抑制施設引き渡し書」(様式5)を市長に2部提出するものとする。

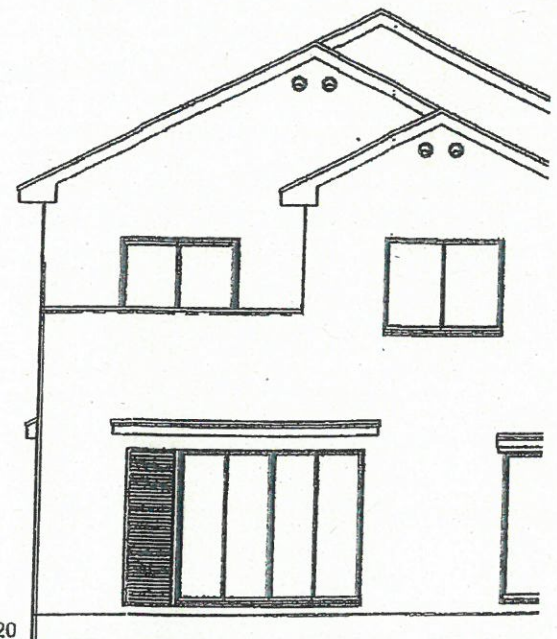
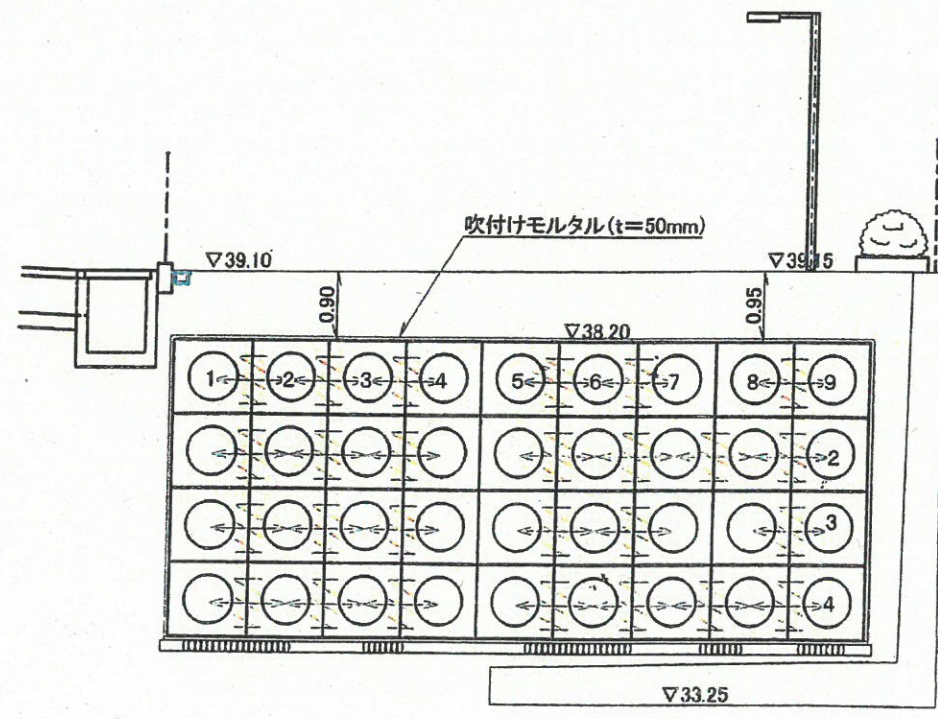
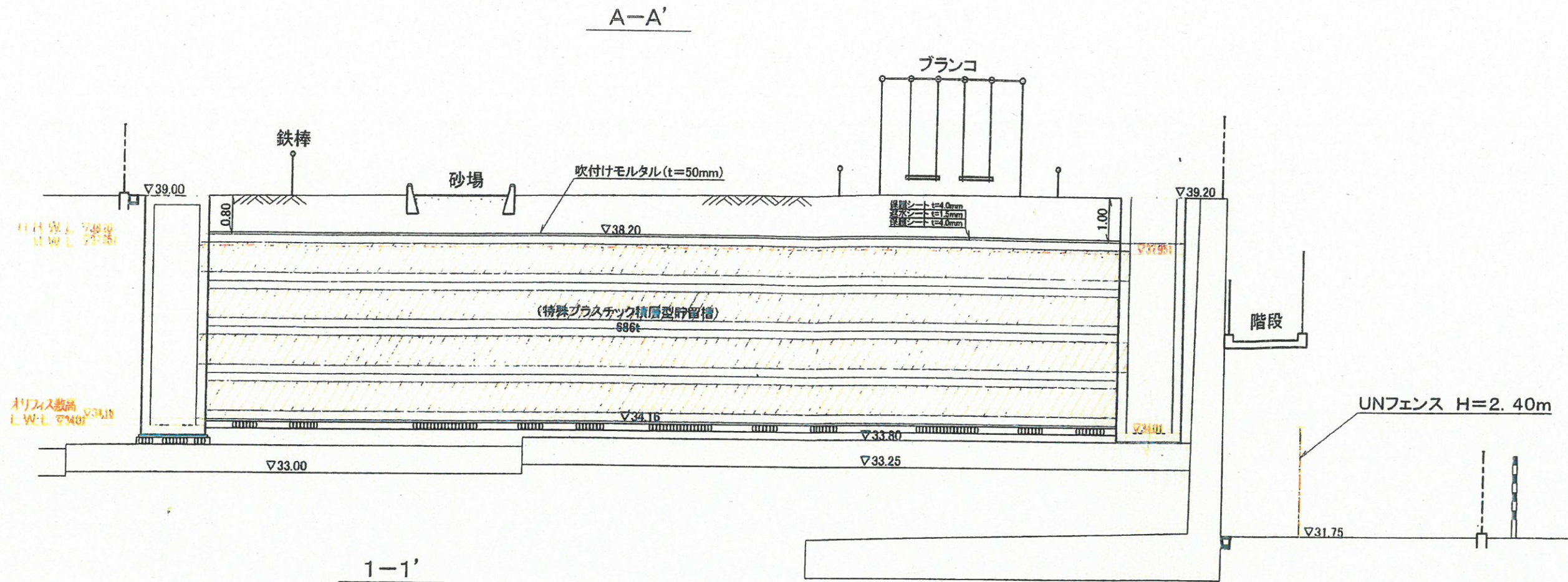
(なお、上記引き渡し書(様式5)の「6 その他の事項」欄には、「引き渡しを行う施設の瑕疵担保の期間は、2年間とします。」と記載されている。引用者)

7) 市長は前項の引き渡しについて、現地確認を行い、適正な施設として認められた場合は「向日市開発行為等に係る雨水流出抑制施設設置技術指針の規定による雨水流出抑制施設引き継ぎ書」（様式6）を発行し、その施設を引き継ぐとともに良好に維持管理するものとする。

5

（なお、上記引き継ぎ書（様式6）の「3 その他の事項」欄には、「引き継ぎを受ける施設の瑕疵担保の期間は、当該引き継ぎ書の発行日から2年間とします。」と記載されている。引用者）

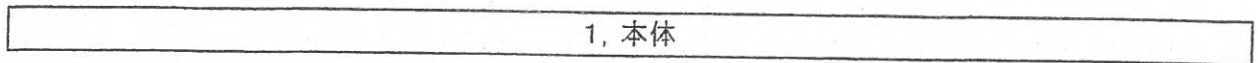
以上



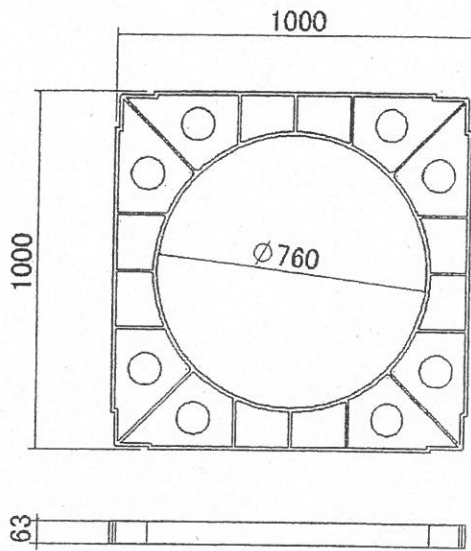
b貯留槽

名称	京都府向日市寺戸町北野		
図面名称	公園計画図(断面図)		図面番号
作成者	[Redacted]		222
縮尺	1:100	作成年月日	平成17年4月22日
株式会社 大高 開発部		所在地: 京都市西京区大原野上里北ノ町601 TEL (075) 335-3939 FAX (075) 335-3636	

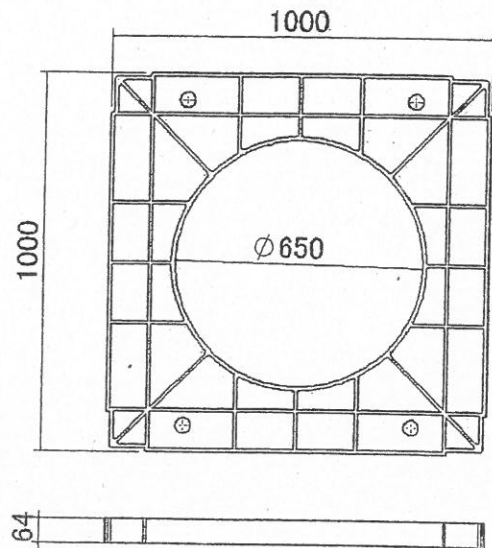
5. 形状寸法



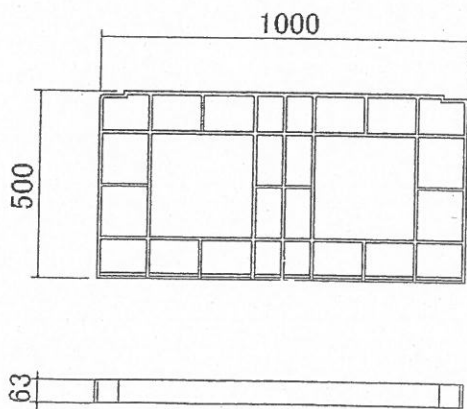
①標準タイプ

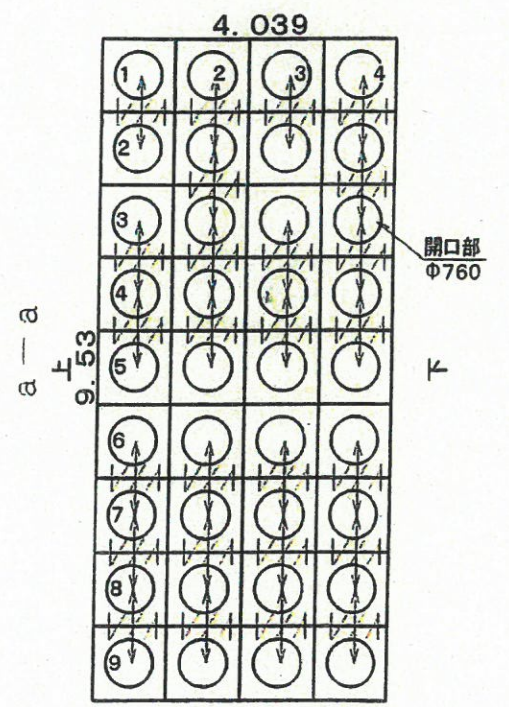
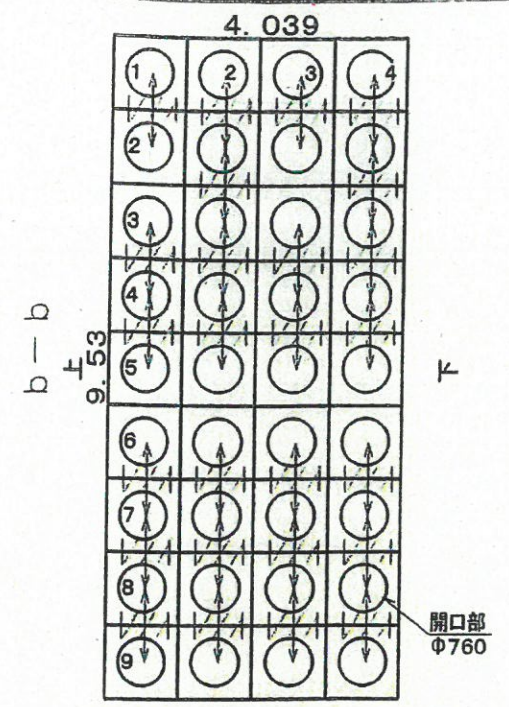
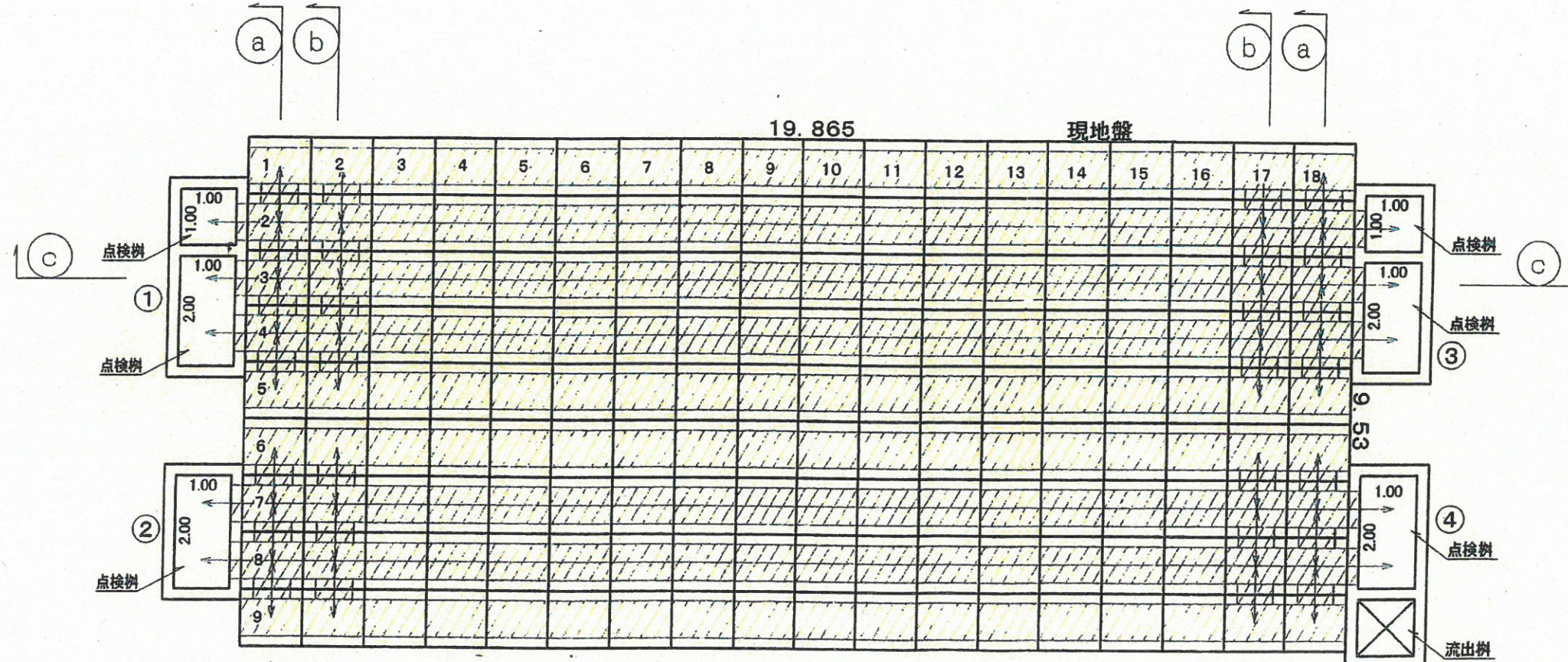
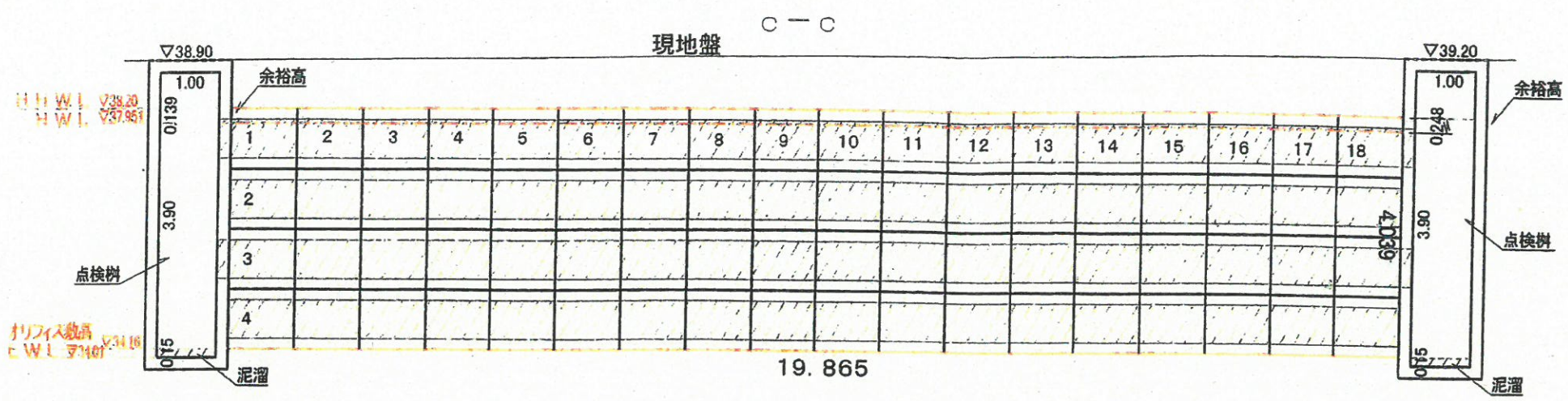


②高強度タイプ



③H=500高さ調整用





貯留槽
 $(19.865 \times 9.53 \times 4.039) \times 0.93 = 711.11 \approx 711 \text{m}^3$
 横 縦 高さ 空隙率 貯留量

点検樹の貯留量
 $(1.00 \times 1.00 \times 3.90) \times 2 + (2.00 \times 1.00 \times 3.90) \times 4 = 39.00 \text{m}^3$

点検樹の堆砂量
 $(1.00 \times 1.00 \times 0.15) \times 2 + (2.00 \times 1.00 \times 0.15) \times 4 = 1.50 \text{m}^3$

流入樹の堆砂量
 $0.80 \times 0.80 \times 0.80 = 0.51 \text{m}^3$
 雨水流出抑制施設構造図(1)参照

750m³

752m³

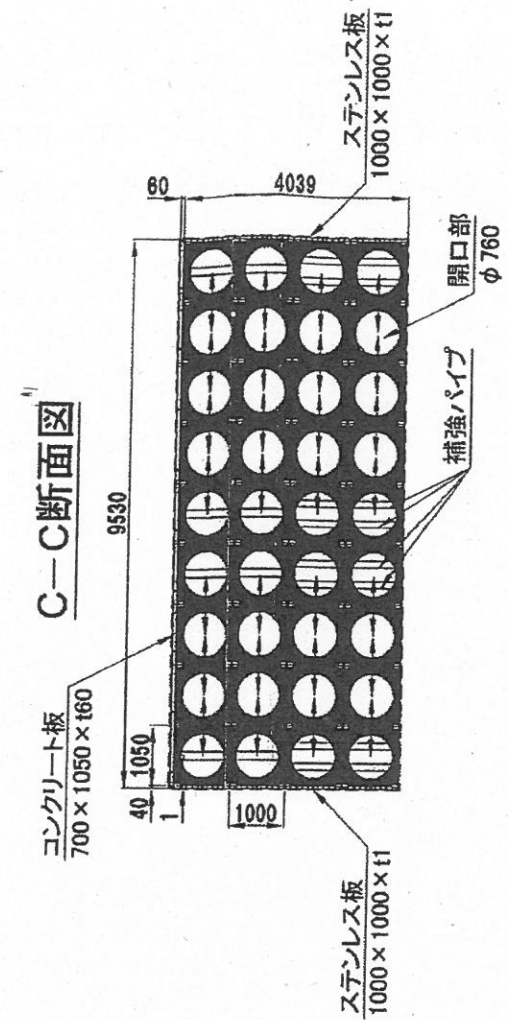
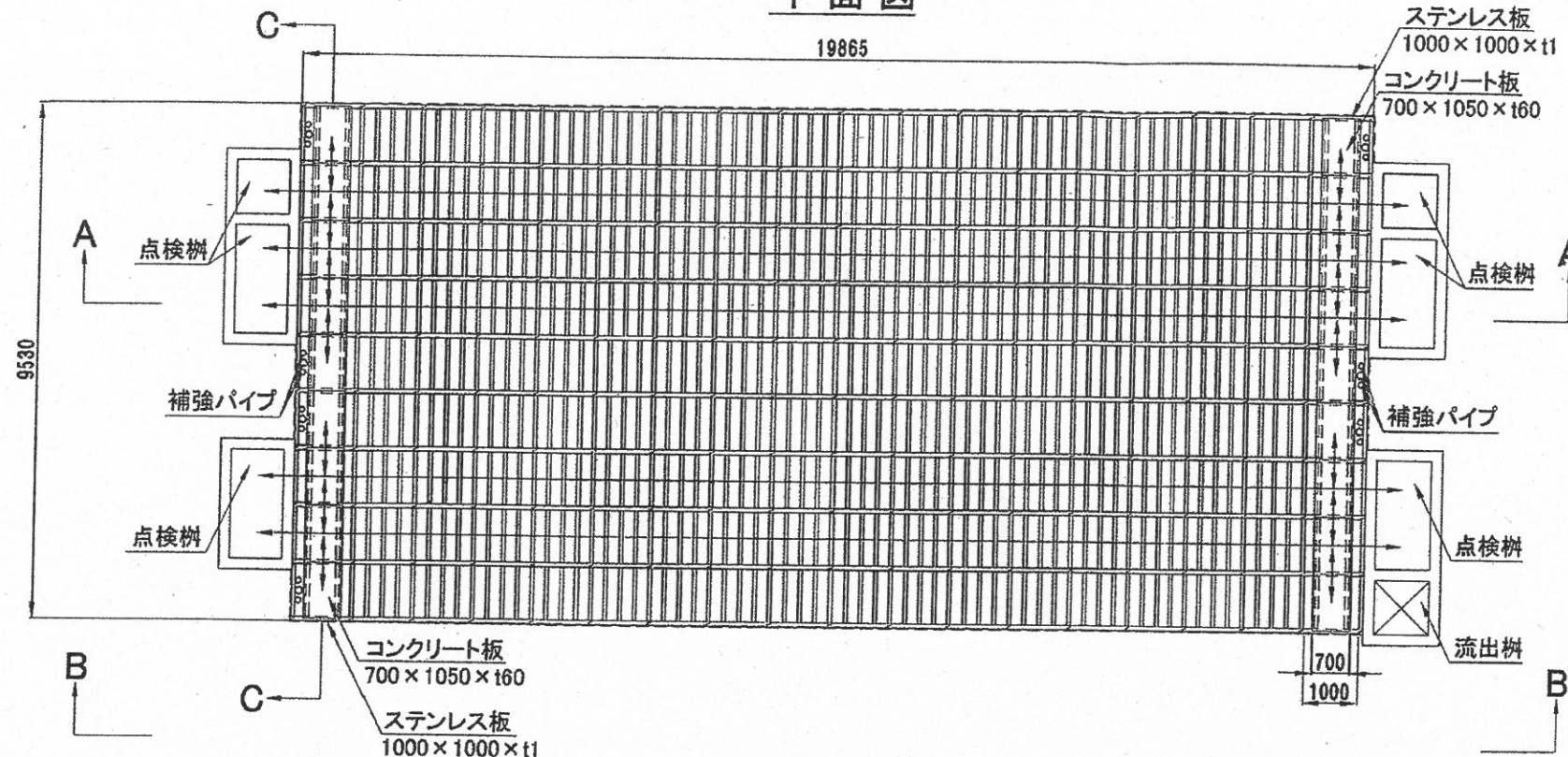
2.01 ≈ 2m³ (b貯留槽の堆砂量)

b貯留槽

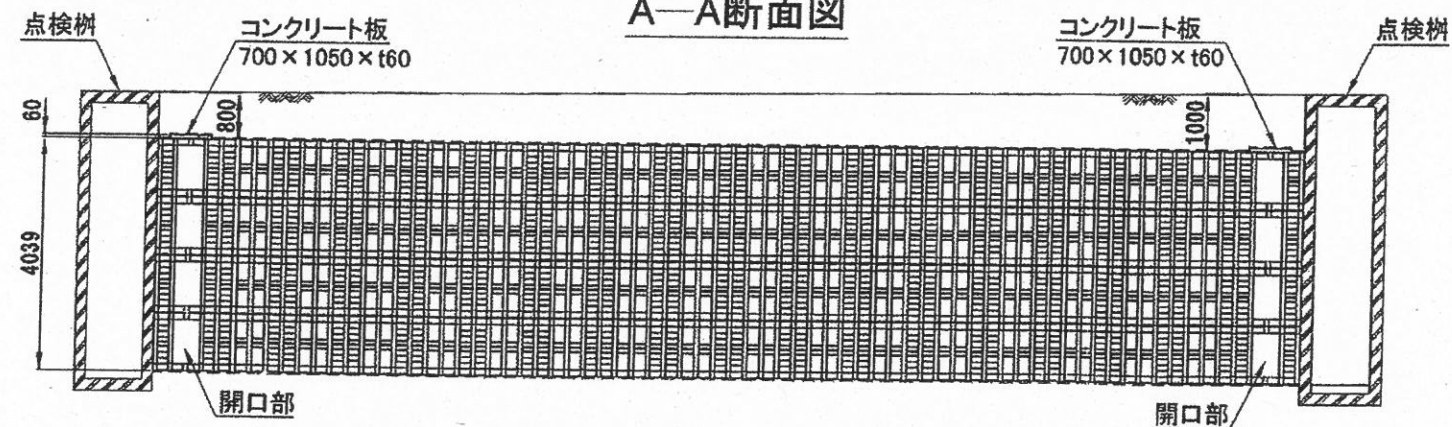
名称	京都府向日市寺戸町北野		
図面名称	パネケープ詳細図		
縮尺	1:100	図面番号	164
作成者		図面番号	164
作成年月日	平成17年3月29日	図面番号	164
株式会社 大高 開発部			
〒610-1121 京都市西京区大原野上里北ノ町601		TEL (075)335-3939 FAX (075)335-3636	

パネケーブ雨水貯留槽 (京都府向日市寺戸町北野)

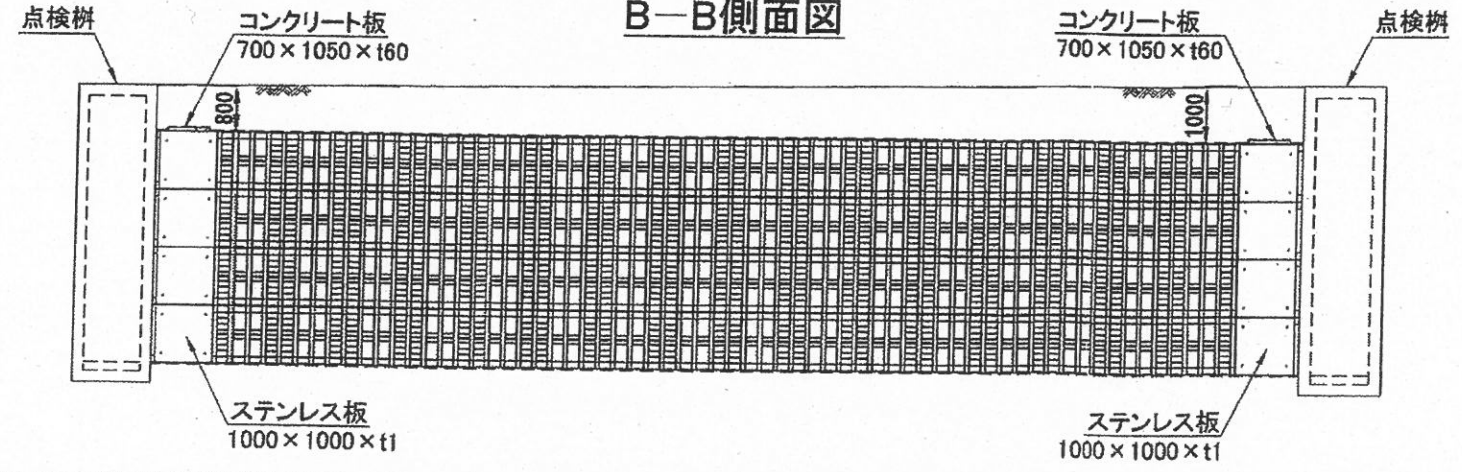
平面図



A-A断面図



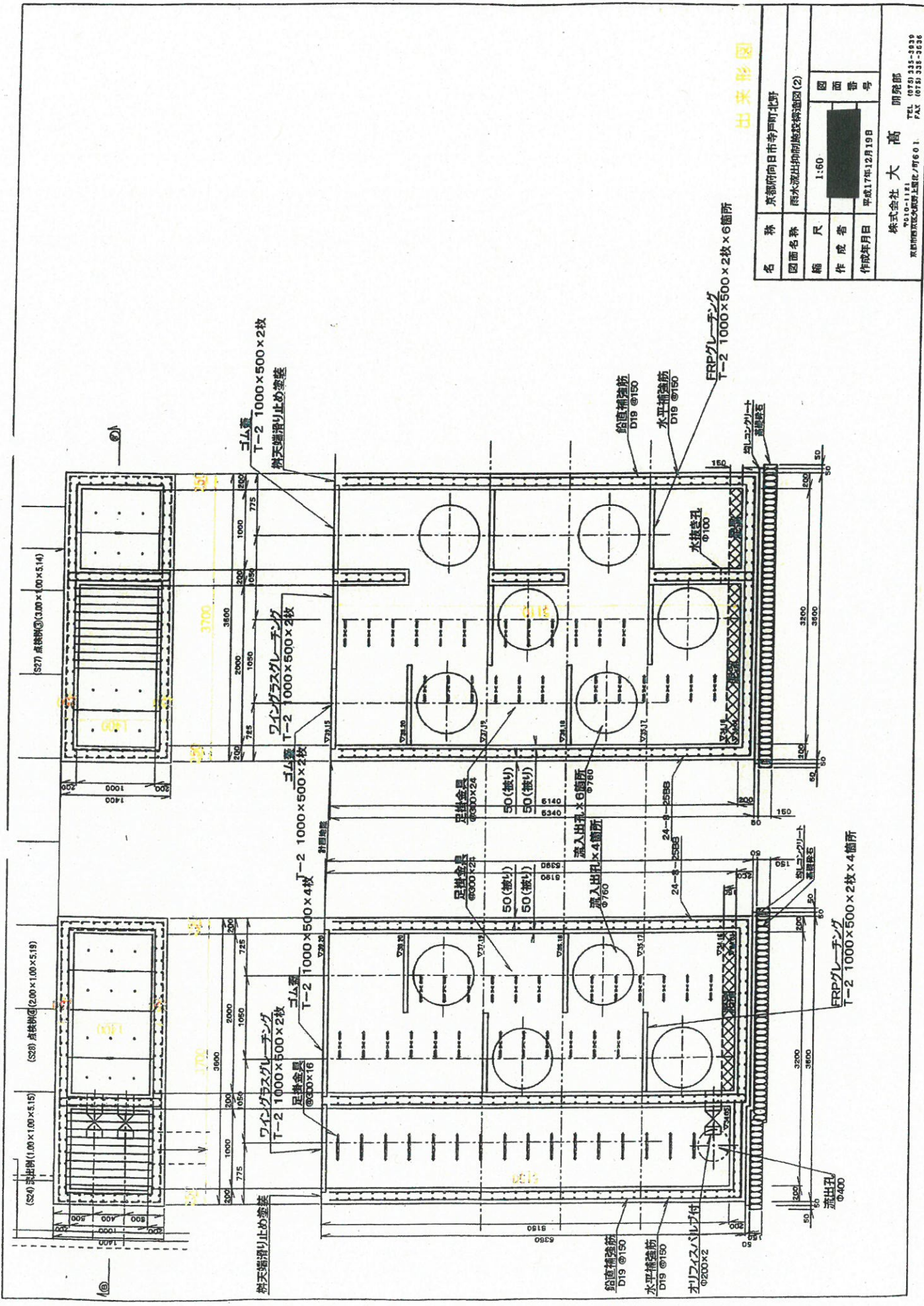
B-B側面図



図面番号
開104-001-1
2002年6月14日

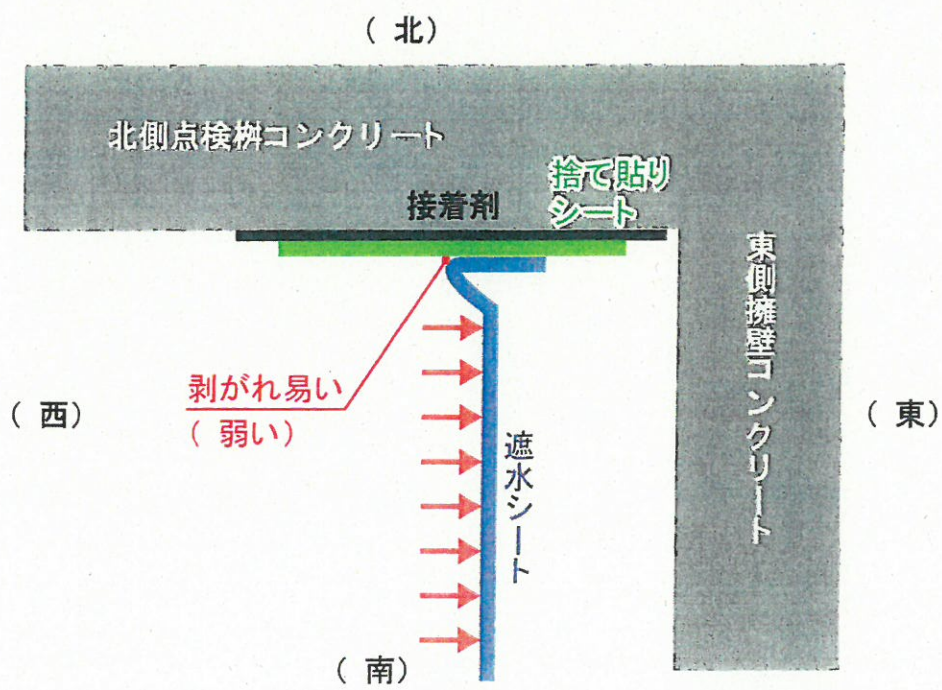
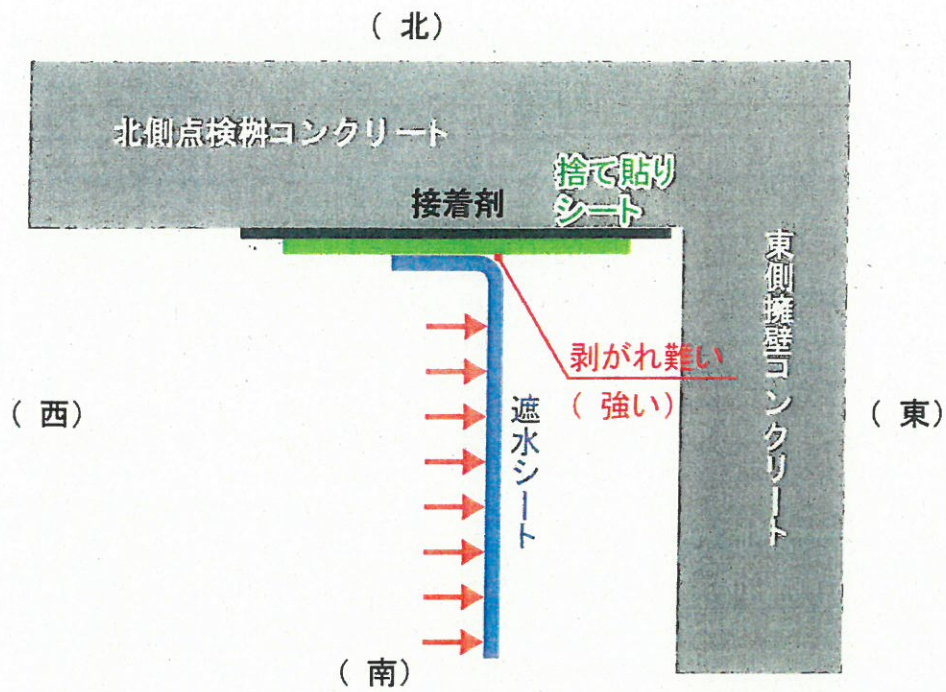
出来形図

名称	京都府向日市寺戸町北野		
図面名称	雨水流出抑制施設標準図(2)		
縮尺	1:60	図面	番号
作成者	[Redacted]	作成年月日	平成17年12月19日
株式会社 大 高 開発部 〒610-1121 京都府向日市寺戸町北野760-1 TEL 075-335-3039 FAX 075-335-3036			

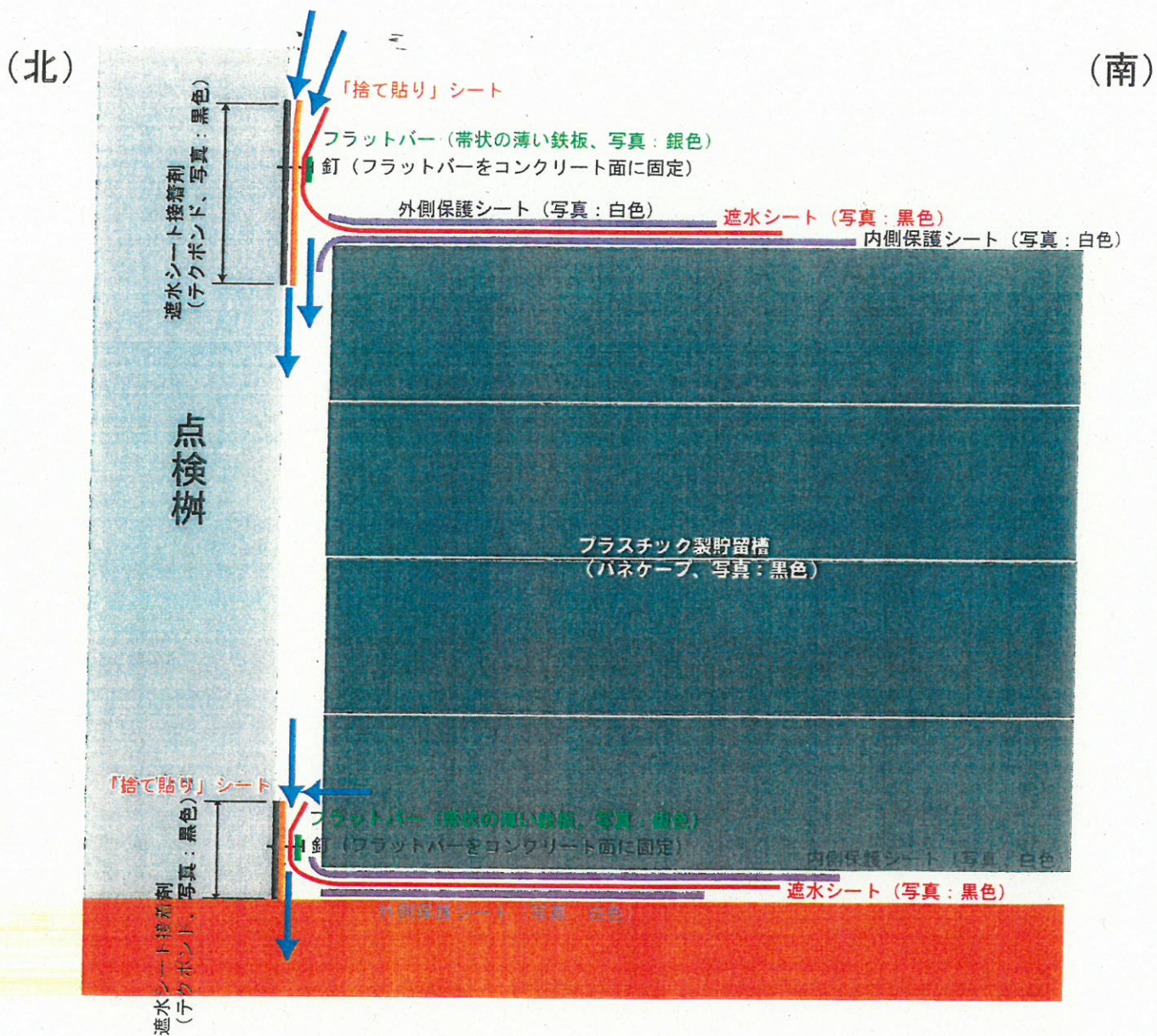


現地搬入物の重量表

種 類	重量(t)	搬 入 期 間			
ボーリング機 (DS-JS)	0.47	H22. <u>3.15</u> H22. 3.19			
ポンプ (NPOT-40)	0.39	H22. <u>3.15</u> H22. 3.19			
グラウトミキサー (BLM-250)	0.24	H22. <u>3.15</u> H22. 3.19			
小型バックホウ (0.1m ³)	3.3	H23. <u>10.17</u>		H24. <u>3.15</u>	
ダンプトラック (3t)	5.9	H23. <u>10.17</u>		H24. <u>3.15</u>	
ダンプトラック (2t)	4.8	H23. <u>11.10</u> H24. 1.5			
ラフタークレーン (25t吊り)	33.2	H24. <u>1.10</u> H24. 2.15			
コラムマシン (CMC-150)	2.5	H24. <u>1.10</u> H24. 2.15			
コンプレッサー (50HP, 5m ³ /min)	0.9	H24. <u>1.10</u> H24. 2.15			
セメントミキサー (TMP-1500)	2.0	H24. <u>1.10</u> H24. 2.15			
セメントサイロ (30t)	18.5	H24. <u>1.10</u> H24. 2.15			
削孔・グラウトポンプ (SG-30)	2.2	H24. <u>1.10</u> H24. 2.15			
流量計 (MPF-001)	0.2	H24. <u>1.10</u> H24. 2.15			
超高压ポンプ (SG-100)	1.65	H24. <u>1.10</u> H24. 2.15			
集塵機 (3HP)	0.14	H24. <u>1.10</u> H24. 2.15			
高压洗浄機 (5HP)	0.1	H24. <u>1.10</u> H24. 2.15			
水槽 (20m ³)	22.6	H24. <u>1.10</u> H24. 2.15			
発動発電機 (125KVA)	2.4	H24. <u>1.10</u> H24. 2.15			
発動発電機 (220KVA)	4.05	H24. <u>1.10</u> H24. 2.15			
鉄板(幅1.55m×長さ 3.05m×厚み22mm)8枚	6.16	H24. <u>1.10</u> H24. 2.15			
クローラクレーン (4.9t吊り)	12.7	H24. <u>2.22</u> H24. 3.9			
ボーリングマシン (TBM-LH)	3.7	H24. <u>2.22</u> H24. 3.9			
サイクロンスクリーン (KDS-0)	1.0	H24. <u>2.22</u> H24. 3.9			
発動発電機 (150KVA)	2.7	H24. <u>2.22</u> H24. 3.9			
水槽 (10m ³)	12.0	H24. <u>2.22</u> H24. 3.9			
小型バックホウ (0.1m ³)	3.3	H24. <u>2.22</u> H24. 3.9			
重量合計		H22. 3.15~H22. 3.19	H23. 11.10~H24. 1.5	H24. 1.10~H24. 2.15	H24. 2.22~H24. 3.9
		1.10 t	14.00 t	105.80 t	44.60 t



遮水シート取付部詳細



北野台雨水貯留槽訴訟損害請求額一覧

番号	業務名又は工事名	期間	当初請求額 (平成23年7月21日)	変更請求額	備考	証拠
①	北野台公園内雨水貯留槽調査業務委託	平成21年 9月10日から 平成21年11月13日まで	1,470,000		株式会社日水コン 京都事務所	甲11
②	北野台公園内貯留槽調査掘工事	平成21年10月 8日から 平成21年10月20日まで	126,000		竹功建設有限会社	甲12
③	北野台公園内貯留槽周囲復旧工事	平成21年12月 1日から 平成21年12月10日まで	283,500		竹功建設有限会社	甲13
④	北野台公園下雨水流出制御施設補修工事	平成22年 3月 2日から 平成22年 3月26日まで	2,520,000		株式会社大阪防水建設社	甲14
⑤	漏水事故に伴う家屋点検業務委託	平成22年 3月 4日から 平成22年 3月26日まで	567,000		株式会社キクチコンサルタント	甲15
⑥	北野台貯留槽実施設計業務委託	平成23年 1月12日から 平成23年 3月25日まで	4,357,500		株式会社日水コン 京都事務所	甲16
小計			9,324,000			
⑦	北野台公園雨水貯留槽改修工事	(当初請求額) 平成23年 8月12日から 平成24年 9月28日まで	77,269,500		(設計額)	
⑧	北野地区雨水貯留暗渠築造工事	平成23年12月23日から 平成24年 6月30日まで	—	93,623,250	京都土木株式会社向日支店	甲34の1から3
⑨	物件移転補償(北野雨水貯留暗渠工事に係るガス引き込み管移設)	平成24年 5月 8日から 平成24年 5月15日まで	—	73,000	大阪ガス株式会社	甲36
⑩	北野台公園雨水貯留槽改修に係る付帯工事	平成24年11月21日から 平成25年3月29日まで	—	1,106,700	カミノ建設株式会社	甲37
⑪	北野台公園雨水貯留槽改修に係る付帯工事(その2)	—	—	670,950	(実施予定額)	
小計			77,269,500	139,658,950		
合計(損害賠償請求額)			86,593,500	148,982,950		
			当初請求額	変更請求額		